

令和元年 10 月 10 日

一般社団法人日本美術著作権協会
代表理事 吉澤昭博様

東京都台東区上野公園 7 番 7 号

国立西洋美術館内

全国美術館会議

会長 建 畠



著作権法第 47 条ガイドラインに関する申し入れ書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は弊会議の活動にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、去る平成 31 年 1 月 25 日付で提示された貴協会の「平成 30 年法律 30 号 47 条に関するガイドライン」文案につきましては、2019 年 2 月 22 日に貴協会をご訪問させていただき、協議の継続をお願いいたしました。

著作権等管理事業法は、使用料規定の制定や変更には利用者又はその団体からあらかじめ意見を聴取するように努めなければならないことを定めています（第 13 条）。これに基づき当会議は、貴協会に対し次のとおり申し入れをさせていただきます。

敬具

記

- 47 条 2 項「タブレット等による展示著作物の解説又は紹介のための上映、自動公衆送信」で自動公衆送信できる画像の解像度は 20,000 ピクセル、72 dpi と提示されています。この画像は作品自体を認識するにはあまりに極小であり、作品の解説・紹介には不十分なサイズであると考えます。ついては 32,400 ピクセル程度への数値の修正を希望いたします。
- 47 条 3 項「展示著作物の所在情報を公衆に提供するための複製、公衆送信」に関し、現行案では展示著作物の範囲が明確に示されていません。しかし法律上の「展示著作物」という表現は、解釈に幅があり、誤解を招きやすいものではないかと案じています。
これについて、第 47 条改正をもたらした文化審議会著作権分科会報告書（平成 29 年 4 月）は、わが国の有する文化資料を適切に収集・保存し、効果的に活用していくことが重要であり、アーカイブの利活用の促進に係る著作権制度上の課題について検討することが求められている現状を踏まえて、「所蔵資料に係る著作物等の情報を発信・活用する上での著作権制度上の課題」を検討したと述べています（第 4 章）。そして具体

的には、「図書館や美術館、博物館等において所蔵する資料」のデジタル化画像の利用に注目し、その権利処理コストの大きいことがデジタルアーカイブの利活用を進めるうえで課題となっていると認識し、検討を進めた結果、「展示作品に係る情報をインターネット上で提供するための著作物の利用を認める規定の創設」を行うべきとの結論に至ったと説明されています。

このように同報告書では、「図書館や美術館、博物館等において所蔵する資料」と「展示作品」とが同義であることは明らかです。したがって両者を、たまたま現に展示中でないという一時的な状態で区分し、その状態にある美術館の所蔵資料を第47条3項の適用範囲から除外することは、文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会におけるアーカイブ利活用の促進に向けた議論の目的や趣旨を全く無視することになってしまう恐れがあると考えます。

美術館は、博物館法に定められた芸術等に関する資料を収集・保管し、展示するための社会教育施設です。当会議は、美術館が収蔵する作品は、作品保全上問題があるなどの特殊な例外を除いて、原則として全て展示資料に他ならないと捉えています。

以上より、第47条における、原作品の所有者である美術館が展示著作物の所在情報を公衆に提供する範囲として、公衆送信時点で展示中かどうかの状態は問わず、全ての所蔵作品が含まれることを明確にさせていただくよう文言の加筆を要望いたします。

以上